

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		介護サービス事業者等に対する指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		介護保険法、さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱
条 項		介護保険法第23条・第24条、さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第13条
所 管 課		福祉局 生活福祉部 監査指導課（電話：048-829-1884）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>「さいたま市介護保険施設等指導実施要綱」に基づき行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団指導については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて介護サービス事業者等を選定し行う。 ・ 実地指導については、毎年度、国が示す指導重点事項に基づき介護サービス事業者等を選定するほか、市が特に一般指導を要すると認める介護サービス事業者等を選定し行う。
備 考		